

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	軽自動車税に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福知山市は、軽自動車税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

京都府福知山市長

公表日

令和6年11月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税に関する事務
②事務の概要	4月1日を賦課期日とし、軽自動車税対象車両の所有者に対し、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例に基づき賦課決定を行い納税義務者に通知する。 (1)原動機付自転車、小型特殊車両等の車両情報、課税情報等の登録・廃車(窓口業務) (2)軽二輪・軽四輪等の車両情報等の課税登録・廃車(京都地方税機構からの情報提供) (3)(1)、(2)により収集された情報から賦課期日に基づき賦課決定 (4)賦課決定後、納税義務者に対し納税通知書を発行 (5)減免に関する業務
③システムの名称	(1)市町村基幹業務支援システム(軽自動車税システム) (2)中間サーバー (3)統合宛名システム (4)番号連携サーバー (5)住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
軽自動車税賦課情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条、別表の二十四の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第十六条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号 ○地方自治体が情報照会 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条の表四十八の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第五十条 ○地方自治体が情報提供 なし(情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財務部税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
	市民総務部市民課

請求先	〒620-8501 京都府福知山市字内記13番地の1 電話 0773-24-7027
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	財務部税務課 〒620-8501 京都府福知山市字内記13番地の1 電話 0773-24-7024
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、住基ネット照会を行う場合は基本4情報又は氏名・生年月日・住所の3情報による照会となるよう厳守している。また軽自動車税業務における人手を介在させる作業においては複数人での確認を徹底することで、人為的ミスへの対策を行っている。	

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[○] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分に行っている

3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

☐全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

〔 8 〕 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

]

＜選択肢＞

1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策

2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策

3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策

4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策

5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策

7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策

8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

判断の根拠

業務の中で入手した特定個人情報に関しては、必要な業務においてのみ使用し、使用后保管する必要のないものに関しては直ちに裁断等の処理を行い、漏えいのリスクへの対策を行っている。
また、申請書等保管する必要がある特定個人情報に関しては、施錠可能な専用保管庫に保管し、使用簿を作成することにより不正使用及び滅失、毀損へのリスク対策を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月7日	公表日	平成27年2月27日 を変更します	平成28年4月7日 に変更します	事前	
平成28年4月7日	評価実施機関における担当部署	税務課長 松本 義男	税務課長 垣谷 敏数	事前	
平成29年6月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(2)軽二輪・軽四輪等の車両情報等の課税登録・廃車(京都地方税務協議会からの情報提供)	(2)軽二輪・軽四輪等の車両情報等の課税登録・廃車(京都地方税機構からの情報提供)	事後	
平成29年6月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	(1)市町村基幹業務支援システム(軽自動車税システム) (2)中間サーバー (3)統合宛名システム (4)番号連携サーバー	(1)市町村基幹業務支援システム(軽自動車税システム) (2)中間サーバー (3)統合宛名システム (4)番号連携サーバー (5)住民基本台帳ネットワークシステム	事後	
平成29年6月8日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(以下番号法)第9条別表第1の第16 (2)地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条別表第一の十六 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第十六条	事後	
平成29年6月8日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(1)番号法第19第7号 ・地方自治体が情報照会(別表第二の27) ・地方自治体が情報提供(別表第二の1・2・3・4・6・8・9・11・16・18・23・26・27・28・29・31・34・35・37・39・40・42・48・54・57・58・59・61・62・63・64・65・66・67・70・71・74・80・84・87・91・92・94・97・101・102・103・106・107・108・113・114・115・116・117・120の項) (2)地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第七号 ○地方自治体が情報照会 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の二十七 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第二十条 ○地方自治体が情報提供 なし(情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。)	事後	
平成29年6月8日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	市長公室秘書課	市長公室秘書広報課	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月27日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	市長公室秘書広報課	市民総務部市民課	事後	
平成31年3月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	(1)市町村基幹業務支援システム(軽自動車税システム)	(1)市町村基幹業務支援システム(軽自動車税システム)(現行システム:平成31年9月30日まで稼動、次期システム:平成31年10月1日から稼動)	事前	
平成31年3月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	税務課長 垣谷 敏数	税務課長	事後	
平成31年3月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成31年3月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成31年3月28日	IV リスク対策		追記	事後	
令和2年2月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	(1)市町村基幹業務支援システム(軽自動車税システム)(現行システム:平成31年9月30日まで稼動、次期システム:平成31年10月1日から稼動)	(1)市町村基幹業務支援システム(軽自動車税システム)	事後	評価の再実施のため修正
令和2年2月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	評価の再実施のため時点修正(計数に変更なし)
令和2年2月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	評価の再実施のため時点修正(計数に変更なし)
令和3年3月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	時点修正(計数に変更なし)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	時点修正(計数に変更なし)
令和3年9月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第七号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号	事後	番号法改正(令和3年9月1施行)に伴う変更
令和5年2月8日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	時点修正(計数に変更なし)
令和5年2月8日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	時点修正(計数に変更なし)
令和5年11月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	時点修正(計数に変更なし)
令和5年11月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	時点修正(計数に変更なし)
令和6年11月20日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条別表第一の十六 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第十六条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条、別表の二十四の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第十六条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号 ○地方自治体が情報照会 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の二十七 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第二十条 ○地方自治体が情報提供 なし(情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。)	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号 ○地方自治体が情報照会 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条の表四十八の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第五十条 ○地方自治体が情報提供 なし(情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。)	事後	
令和6年11月20日	I 関連情報 9 規則第9条第2項の適用		追記	事後	
令和6年11月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	時点修正(計数に変更なし)
令和6年11月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	時点修正(計数に変更なし)
令和6年11月20日	IV リスク対策 8 人手を介在させる作業		追記	事後	
令和6年11月20日	IV リスク対策 11 最も優先度が高いと考えられる対策		追記	事後	